

# 特定健康診査・特定保健指導を受診しましょう

特定健康診査受診券、特定保健指導利用券が  
交付された方は、早めに受診してください。

今年度も生活習慣病有病者・予備群の減少を目標として、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

特定健康診査は、ご自身の健康状態を把握するための良い機会ですので、特定健康診査受診券が交付された方はすみやかに受診してください。

なお、特定健康診査の受診結果によっては、特定保健指導を受けることとなり、6ヶ月程度の期間を要しますので、特定保健指導利用券が交付された場合も早めの受診をお願いします。

